

記載要領等	相続税の申告書第 8 の 2 表 株式等納税猶予税額の計算書（一般措置用）
-------	---

《使用目的等》

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「一般措置」の適用を受ける場合に納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。

なお、この特例の適用を受けようとする非上場株式等の区分に応じて、この計算書に加えて次の付表を作成してください。

- 1 相続等により取得をした非上場株式等についてこの特例の適用を受ける場合
「第 8 の 2 表の付表 1」
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則第 64 条第 2 項又は第 7 項の規定の適用を受ける株式等についてこの適用を受ける場合
「第 8 の 2 表の付表 2」
- 3 租税特別措置法第 70 条の 7 の 3 の規定により相続等により取得したものとみなされた対象受贈非上場株式等について、この特例の適用を受ける場合
「第 8 の 2 表の付表 3」
- 4 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合に租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 35 項若しくは第 37 項又は同法第 70 条の 7 の 4 第 18 項の規定の適用を受けるとき
「第 8 の 2 表の付表 4」

(注) 各付表の内容は次のとおりです。

(1) 「第 8 の 2 表の付表 1」

「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2）」の適用を受ける対象非上場株式等について、その明細を記載するものです。

(2) 「第 8 の 2 表の付表 2」

非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則第 64 条第 2 項又は第 7 項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる対象非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した対象非上場株式等について、その明細を記載するものです。

(3) 「第 8 の 2 表の付表 3」

「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4）」の適用を受ける対象相続非上場株式等について、その明細を記載するものです。

(4) 「第 8 の 2 表の付表 4」

災害等が発生した日から同日以後 1 年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（租税特別措置法第 70 条の 7 の 3 の規定により取得をしたものとみなされる場合を含みます。）株式等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受けようとする場合で、同法第 70 条の 7 の 2 第 35 項若しくは第 37 項又は第 70 条の 7 の 4 第 18 項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記載するものです。